

(別添) 登録事業者・サービス内容の認定に関する基準

1 目的

天王寺区子育てスタート応援事業について、区が指定するサービス登録事業者（以下、登録事業者）として新たに認定する場合又は提供するサービスメニューを新たに加える場合の認定に関する基準について定める。

2 登録事業者・サービス内容の認定に関する基準

(1) 登録事業者の認定に関する基準

登録事業者として認定する時の基準を次のとおり定める。

①こどもの最善の利益を第一に考えるとともに、こどもの発達や成長に理解を持ち、これを助長するような理念をもった事業者であること。
②応援券の提供サービスとするにふさわしく、子どもの体験・教育機会を提供するサービス、また、子育ての負担感の軽減を図るものであるとともに、子育て家庭が安心して、ゆとりをもって子育てできるサービスという応援券の理念を理解した事業者であること。
③子どもの事故防止のため、安全確保の観点から適切な施設・運営体制が整備されており、子どもの体調不良、疾病及び傷害等が発生した場合でも適切に対応できる管理体制が確保されていること。
④登録できる事業者は、区内でサービスを提供する事業者とする。
⑤代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれること。
⑥政治・宗教活動でないこと。また、公序良俗に反するものでないこと。
⑦個人情報の保護について十分配慮していること。
⑧地方自治法施行令（一般競争入札の参加者の資格）第 167 条の 4（普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札にかかる契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない）の規定に該当しないこと。 また、応援券サービス提供事業の登録日以後に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている期間がないこと。

なお、区は事業者の実施するサービスや活動がこの基準及び応援券の目的に反する場合は、事業者の登録を取り消すことができる。

(2) サービスの登録に関する基準

サービスを登録する時の基準を次のとおり定める。

①供するサービスや企画の内容が応援券の目的に合致しているサービスであること。
②特定の個人や団体を対象とせず、広く誰でも参加できる公募企画であること。
③事故などに備え、サービスごとに必要かつ十分な傷害保険・賠償責任保険等に加入していること。
④サービスの対価として設定される利用料が、1 時間、1 日、または 1 回などの単位ごとに設定され、合理的な価格設定であること。ただし、単なる物品販売や飲食費（一時保育などサービスに付随する飲食費も含む）に係る経費、入会金・年会費等は応援券の対象外とする。
⑤こどもの成長や子育て家庭への支援の視点に合った応援券のサービス提供をしていると評価できること。

なお、区は実施する事業又は実施した事業の内容が、この基準及び応援券の目的に反する場合は、サービスの登録を取り消すことができる。

(3) サービスの審査基準

サービスの審査基準を次のとおり定める。

①供するサービスや企画は、子育てスタート応援券サービス分類表（別表 1）に基づき分類したサービスごとに定める子育てスタート応援券サービス分類別審査基準（別表 2）を満たしているものであること。
②障がいのある子どもなど特別な配慮が必要なサービスや、その他この基準にないサービスについては、個々の事例によって判断する。

なお、大阪市からの委託もしくは補助等を受けて実施している公的サービスについては、対象に含めないものとする。